

事業承継税制について

1. 高齢化社会の到来に伴い事業承継税制措置の創設・拡充

中小企業経営者の高齢化が進んでいます。今後 10 年間に 70 歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者が、約 245 万人になるにもかかわらず、半数以上が事業承継の準備を終えていない、又は後継者が不在の状態です。

このような状況では、地方経済の再生は望めそうにありません。

そこで円滑な世代交代を通じた生産性向上等を図るため、事業承継税制について 10 年間に限り、新たに支援措置等が創設・拡充されました。

2. 改正概要

2018 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日までに特例承認計画を県に提出し、中小企業における経営の承継の円滑化の承認を受けた会社に非上場株式の贈与税・相続税の納税猶予の措置が拡大されます。提出期限は 5 年以内ですのでご注意ください。

改正のポイント

	改正前	改正後
後継者人数の拡大	代表者となる後継者 <u>1 人のみ</u>	最大 <u>3 名まで</u>
猶予対象の株式の制限	発行済株式の <u>3 分の 2</u>	取得した <u>すべての株式</u>
猶予割合	株式に係る相続税の <u>8 割</u> （贈与は <u>100%</u> ）	株式に係る相続税額の <u>100%</u> （贈与も同じ）
株式の取得先	先代代表者からのみ	先代代表者以外からの取得も対象となる。
雇用確保要件	5 年間は贈与・相続時の雇用 <u>80%</u> を確保	雇用継続 80%を下回ったとしても、満たせない理由を記載した一定の書類を県に提出すれば猶予打切は確定しない。
株式を譲渡、会社が合併・解散をする場合の納税額	<u>当初納税猶予額</u>	一定の要件を満たす場合には、当初納税猶予額を上限として、一定の再計算した金額が当初猶予額を下回る時、差額は免除

この改正は、2018 年 1 月 1 日から 2027 年 12 月 31 日までの間に贈与等により取得する財産にかかる贈与税または相続税に適用となります。ここに提示したのはあくまでポイントを絞ったものになっております。詳しく知りたい方は当法人までお尋ねください。
(文責：工藤)